

様式 1

事業報告書

(自 令和 4 年 9 月 1 日 至 令和 5 年 8 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称

医療法人 上西内科

- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地

和歌山県和歌山市徒町 28 番地

(3) 設立認可年月日

平成 6 年 11 月 29 日

(4) 設立登記年月日

平成 6 年 12 月 1 日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	上西内科	3010111601	和歌山県和歌山市徒町 28 番地	0 床

(2) 付帯業務

なし

(3) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

令和 4 年 10 月 22 日 令和 3 年度決算の決定

様式3-2

※医療法人整理番号

法人名 医療法人 上西内科 ✓
 所在地 和歌山県和歌山市徒町 28 番地

貸 借 対 照 表

(令和5年8月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	18,182	I 流動負債	20,798
II 固定資産	34,148	II 固定負債	14,849
1 有形固定資産	19,225	負債合計	35,647
2 無形固定資産	145	純資産の部	
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	14,778 (0)	科 目	金 額
		I 出資金	10,000
		II 利益剰余金	6,683
		純資産合計	16,683
資産合計	52,330	負債・純資産合計	52,330

様式4-2

※医療法人整理番号

法人名 医療法人 上西内科

所在地 和歌山県和歌山市徒町 28 番地

損 益 計 算 書

(自 令和4年9月1日 至 令和5年8月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	43,679
2 事業費用	46,507
本来業務事業利益	△2,828
事業利益	△2,828
II 事業外収益	74
III 事業外費用	0
経常利益	△2,754
IV 特別利益	459
V 特別損失	429
税引前当期純利益	△2,724
法人税等	71
当期純利益	△2,795

様式 2

※医療法人整理番号

法人名 医療法人 上西内科

所在地 和歌山県和歌山市徒町 28 番地

財産目録

(令和5年8月31日現在)

1. 資産額 52,330 千円
2. 負債額 35,647 千円
3. 純資産額 16,683 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	18,182
B 固定資産	34,148
C 資産合計 (A+B)	52,330
D 負債合計	35,647
E 純資産 (C-D)	16,683

土地 (□法人所有 ■賃借 / □部分的に法人所有)

建物 (□法人所有 ■賃借 / □部分的に法人所有)

法人名 医療法人上西内科
 所在地 和歌山市徒町28

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監事監査報告書

医療法人 上西内科

理事長 上西 豊基 殿

私は、医療法人 上西内科の令和⁴年会計年度（令和4年9月1日から令和5年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年10月24日

医療法人 上西内科

監事 木下 規仁